

技能講習のご案内

I. 講習料金

講習一覧	受講資格・一部免除資格	日数	受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合計 (税込)
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習 山形労働局長 登録教習機関第73号	1. 大型特殊自動車免許所持者 2. 普通自動車免許以上所持で、 小型車両系建設機械運転特別教 育修了後3ヶ月以上の運転経験者 (事業者証明が必要) 3. 不整地運搬車運転技能講習修了者	2	39,600円 (税込)	1,430円 (税込)	41,030円 (税込)
小型移動式クレーン 運転技能講習 山形労働局長 登録教習機関第74号	1. クレーン・デリック運転士免許(旧ク レーン、旧デリック含む)又は、揚貨 装置運転士免許所持者 2. 床上操作式クレーン運転技能講習 修了者 3. 玉掛け技能講習修了者	2.5	28,600円 (税込)	1,650円 (税込)	30,250円 (税込)
玉掛け技能講習 山形労働局長 登録教習機関第75号	1. 特になし	3	30,800円 (税込)	1,650円 (税込)	32,450円 (税込)
フォークリフト 運転技能講習 山形労働局長 登録教習機関第77号	1. 大型特殊自動車免許 (カタピラ限定除く)所持者 2. 普通自動車免許以上又は 大型特殊自動車免許(カタピラ限 定)を有し、フォークリフト運転特別 教育修了後3ヶ月以上の運転経験 者(事業者証明が必要)	2.5	26,400円 (税込)	1,650円 (税込)	28,050円 (税込)
1. 特になし	3	28,600円 (税込)	1,650円 (税込)	30,250円 (税込)	
車両系建設機械(解体用) 運転技能講習 山形労働局長 登録教習機関第78号	車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習修了者	1	26,400円 (税込)	1,430円 (税込)	27,830円 (税込)
高所作業車運転技能講習 山形労働局長 登録教習機関第79号	1. 移動式クレーン運転士免許所持者 2. 小型移動式クレーン運転技能講習 修了者	2	36,300円 (税込)	2,090円 (税込)	38,390円 (税込)
1. 普通自動車免許以上所持者	2.5	38,500円 (税込)	2,090円 (税込)	40,590円 (税込)	

※講習料金は、講習当日に受付にて現地精算となります。現金またはクレジットカードでお支払いください。

現金の際は領収証(インボイス対応)、カードの際はお客様控えを発行します。

領収証の再発行は致しかねますので、大切に保管してください。